

八幡浜市簡易水道事業経営戦略

令和3年3月

八幡浜市産業建設部水道課

目 次

・八幡浜市簡易水道事業経営戦略.....	1
1. 事業概要	1
2. 将来の事業環境	2
3. 経営の基本方針	3
4. 投資・財政計画（収支計画）	3
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	4
表：投資・財政計画（収支計画）	5
経営比較分析表	7
給水区域図	8

八幡浜市簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 八幡浜市

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供 用 開 始 年 月 日	昭 和 29 年 3 月 31 日	計 画 給 水 人 口	2,550 人
法 適 (全 部 ・ 財 務) ・ 非 適 の 区 分	令和3年4月1日 地方公営企業法財務規定適用予定	現 在 給 水 人 口	1,141 人
		有 収 水 量 密 度	0.51 千m ³ /ha

② 施 設

水 源	☒ 表流水 , ☐ ダム , ☒ 伏流水 , ☒ 地下水 , ☐ 受水 , ☐ その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	11	管 路 延 長	22.1 千m
	配水池設置数	13		
施 設 能 力	474 m ³ /日	施 設 利 用 率	59.6 %	

③ 料 金

料 金 体 系 の 方 概 要 ・ 考 え	各簡易水道ごとに設定しています。詳細は下記の表のとおりです。		
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平 成 17 年 3 月 28 日		

簡易水道名	用途	基本水量	基本料金	超過料金 (1m ³)
日土簡易水道	一般用	8m ³	220円	40円
	営業用	8m ³	370円	40円
	団体用	25m ³	570円	40円
釜倉簡易水道	一般用	6m ³	220円	30円
		15m ³	340円	
矢野畑簡易水道	一般用		110円	
古藪簡易水道	一般用		220円	

簡易水道名	用途	基本水量	基本料金	超過料金 (1m ³)
今出簡易水道	一般用		220円	
梶谷岡簡易水道	一般用	8m ³	370円	120円
	農事用	8m ³	570円	120円
榎野条例水道	一般用		220円	
中当条例水道	一般用		340円	
上高野地条例水道	一般用		110円	

④ 組 織

本市の水道は水道課職員14名で、庶務係、業務係、工務係、上水・簡水施設管理係からなります。簡易水道事業は上水・簡水施設管理係3名が上水道事業と兼務し、簡易水道の施設管理・庶務全般を執り行っています。職員給与の予算措置については、簡易水道事業に1名を計上しています。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

水道水の安定供給及び、施設の効率的な運営のため、平成27年度末に6地区、平成28年度末に4地区の簡易水道等を上水道へ統合し、4つの浄水場を廃止し施設のダウンサイジングや経営の効率化を行っています。

*1「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。
①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

経営比較分析表のとおりです。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

当市の人口は少子高齢化による自然減と市外への流出により、減少傾向を示しており、それに伴い給水人口も減少すると考えられます。給水人口の将来予測については、国立社会保障・人口問題研究所の地域別人口推計の減少率を基に推計しています。

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
給水人口 (人)	1,141	1,116	1,092	1,069	1,046	1,023	999	976	953	931	909

(2) 水需要の予測

令和2年度の年間有収水量は103,113㎥となっています。給水人口の減少が予測されること、節水機器の普及、節水意識の浸透などの要因により水需要も減少傾向が続くと考えられます。将来的な水需要については、簡易水道地域に水を多量に使用する事業者等がないことから、給水人口を基に推計しています。

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
有収水量 (㎥)	103,113	100,885	98,704	96,571	94,484	91,672	89,691	87,753	85,856	84,001	81,501

(3) 料金収入の見通し

水需要が減少するという予測から、料金体系や使用料について見直しを行わない場合は料金収入は減少します。ただし料金の見直しを行った場合でも給水人口や使用水量の減少は止まりませんので効果は一時的なものに留まります。

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
料金収入 (千円)	4,902	4,796	4,692	4,591	4,454	4,358	4,264	4,172	4,082	3,960

(4) 施設の見通し

当市の簡易水道事業等は、11地区から構成されています。管路及び取水、浄水、配水いずれの施設においても老朽化は著しく、平成29年度のアセットマネジメント策定時点で、耐用年数の1.0～1.5倍を経過した施設が23.7%、1.5倍超を経過した施設が33.7%と、全体の57.4%は耐用年数を超える状況です。今後は第2期簡易水道統合整備計画に基づき上水道への接続、施設の統廃合等、実施に向けた検討を図ります。

(5) 組織の見通し

簡易水道事業に携わる職員は上水道事業も兼務しており、専任の職員の配置はありません。現在のところ体制の変更は予定されていないため、現体制での効率的な事務及び施設管理について検討を続けていきます。

3. 経営の基本方針

八幡浜市水道ビジョンに掲げる命の水 安全・安心を未来までを基本理念としています。
安全な水を安定的に供給するため、簡易水道統合整備計画に基づいて上水道との統合に取り組み、適正な料金水準を目指します。また、災害等に備え施設・管路の大規模修繕、問題箇所をの局部更新、耐震化に取り組みます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	維持管理の困難な簡易水道等区域を、上水道と統合することによって、水道施設維持管理の高度化・効率化を図り、質・量とも安定した水の供給を行います。
-----	---

令和2年3月に策定した八幡浜市簡易水道等統合整備基本計画に基づき、簡易水道等の上水道への統合(接続)を計画しています。本収支計画においては、地区住民の合意を受けた高野地地区の統合整備事業費を計上しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	施設整備に係る費用については、国庫補助及び地方債を有効に活用し、一般会計繰出金の削減を図ります。
-----	--

料金収入は限られる状況のため、一般会計繰入金に頼らざるを得ない状況ではありますが、高野地地区統合整備計画については、国庫補助の適用、過疎対策事業債、簡易水道事業債等の組合せにより、財政負担の軽減を図ります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

簡易水道組合の実施する修繕工事への補助金については、施設の老朽化等も考慮し、延命化を図れるよう適切な水準を検討します。
委託料については給水収益の減とともに減少すると試算しています。
その他の費用については、この先も同程度で推移するものとしています。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	—
施設・設備の廃止・統合 (ダウンスाइジング)	高野地地区の施設整備完了後は、上水道への統合を行うことで効率的な運営を図ります。また、八幡浜市簡易水道等統合整備基本計画にて計画されている、日土地区の上水との統合についても検証を続けていきます。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	水需要の減少が予想されることから、今後施設の更新時においては、適正な規模を検討します。
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	適切な維持管理、修繕を行い、施設の長寿命化を図ります。
広域化	—
その他の取組	—

② 財源について検討状況等

料 金	地元簡易水道組合に管理を委託し、料金収入相当を支出しているため、本計画策定時点では料金改定は予定していません。今後地元管理が困難になる恐れがあるため、上水道との統合を踏まえた上で、適正な料金体系の検討が必要になります。
企業債	統合整備事業推進に伴う事業費の確保のため、適用可能な地方債の有利な適用パターンを検証します。
繰入金	料金収入のみでの運営は成り立たないため繰入金に頼らざるをえない状況ですが、コストの削減に努め、適切な繰入金を見込んでいきます。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	—
その他の取組	—

*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委託料	現状を維持し、簡易水道組合への管理委託を継続していきます。
修繕費	—
動力費	—
職員給与費	—
その他の取組	—

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	毎年の決算及び実績により計画の進捗状況について確認を行います。 5年ごとに経営戦略の見直しを実施します。
-------------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

[illegible]

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

区 分		本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
資本的収入	1. 企業標準化償還金		15,000	141,124	138,094						
	2. 他会計出資金										
	3. 他会計補助金	19,102	1,723	2,553	2,583	2,623	2,659	2,692	2,905	7,347	11,686
	4. 他会計負担金										
	5. 他会計借入金										
資本的支出	6. 国(都道府県)補助金		5,000	47,041	46,031						
	7. 固定資産売却代金										
	8. 工事負担金										
	9. その他										
	計 (A)	19,102	21,723	190,718	186,708	2,623	2,659	2,692	2,905	7,347	11,686
資本的収入	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額										
	純計 (A)-(B)										
	1. 建設改良費	19,102	21,723	190,718	186,708	2,623	2,659	2,692	2,905	7,347	11,686
	うち職員給与費	17,350	20,000	188,165	184,125						
	2. 企業償還金	1,752	1,780	2,610	2,640	2,670	2,701	2,733	2,943	7,385	11,723
資本的支出	3. 他会計長期借入返還金										
	4. 他会計への支出金										
	5. その他										
	計 (D)	19,102	21,780	190,775	186,765	2,670	2,701	2,733	2,943	7,385	11,723
	(E)		57	57	57	47	42	41	38	38	37
資本的収入	1. 損益勘定留保資金		57	57	57	47	42	41	38	38	37
	2. 利益剰余金処分額										
	3. 繰越工事資金										
	4. その他										
	計 (F)		57	57	57	47	42	41	38	38	37
資本的収入	補填財源不足額 (E)-(F)										
	他会計借入金残高 (G)										
	企業償還金 (H)	26,380	25,725	164,039	299,294	296,424	293,522	290,589	287,879	281,035	270,463

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的収支分	うち基準内繰入金	19,727	10,551	10,819	13,613	16,329	16,273	16,234	16,189	16,120	15,958
	うち基準外繰入金	216	201	350	1,889	3,389	3,363	3,343	3,322	3,285	3,198
	計	19,943	10,752	11,169	15,502	19,718	19,636	19,577	19,511	19,405	19,156
資本的収支分	うち基準内繰入金	19,102	1,723	2,553	2,583	2,623	2,659	2,692	2,905	7,347	11,686
	うち基準外繰入金	964	979	1,436	1,452	1,469	1,486	1,503	1,619	4,062	6,448
	計	20,066	2,702	3,989	4,035	4,092	4,145	4,195	4,524	11,409	18,134
合計		39,999	13,454	15,158	19,537	23,810	23,781	23,772	23,713	23,467	27,644

経営比較分析表（令和元年度決算）

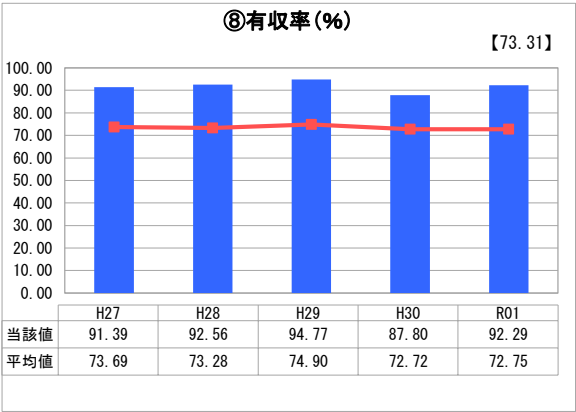
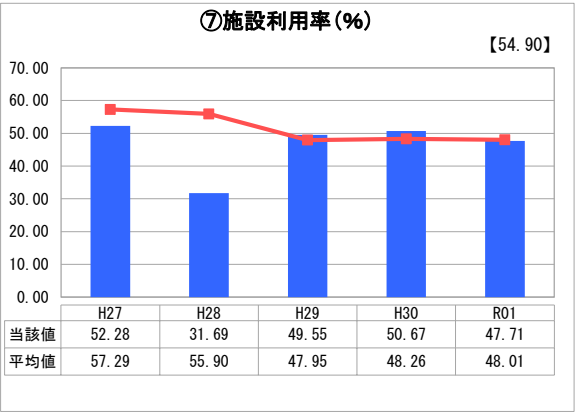
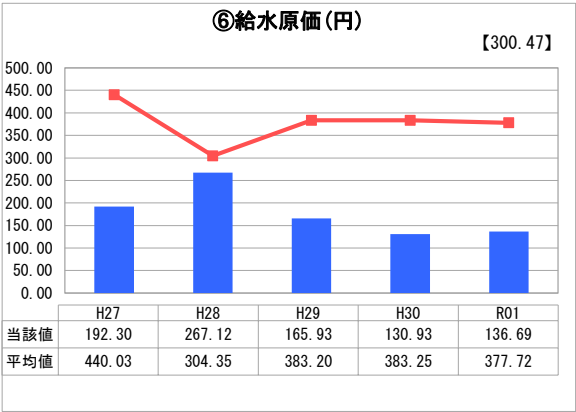
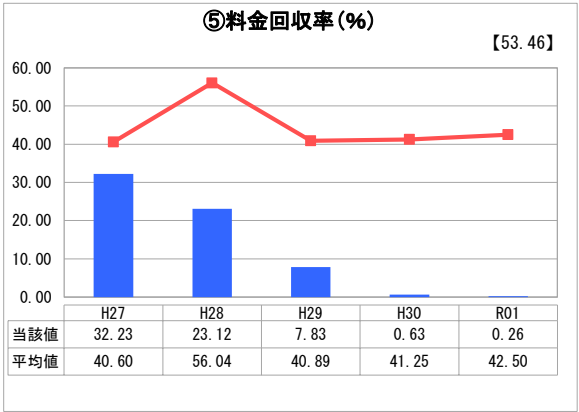
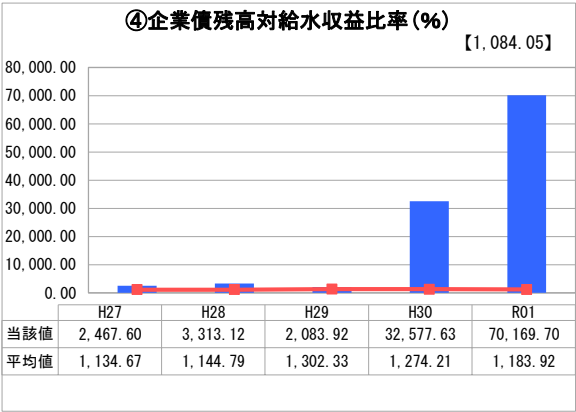
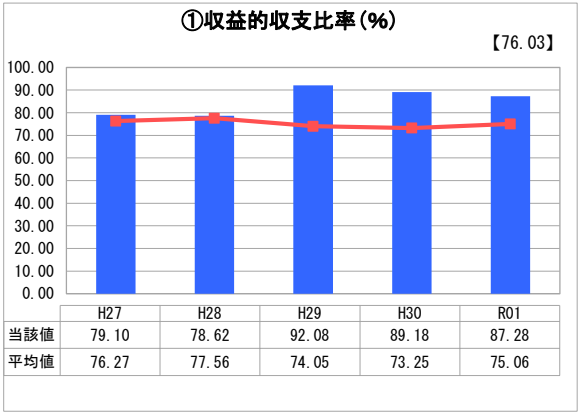
愛媛県 八幡浜市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D4	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	該当数値なし	2.94	770	

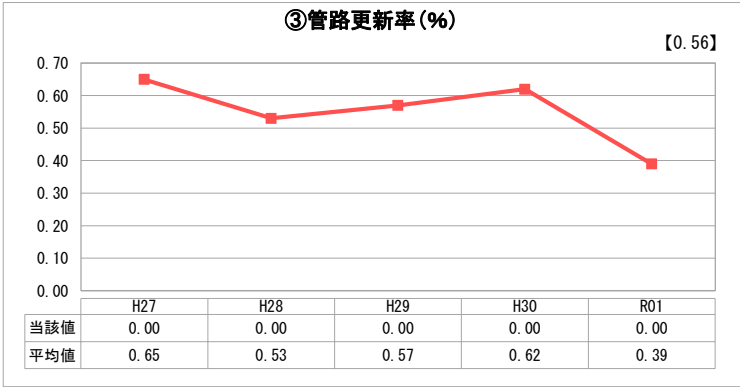
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
33,219	132.65	250.43
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
966	1.40	690.00

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率
類似団体平均値を上回ってはいるが、料金収入のみでの運営は成り立たず一般会計繰入金に頼らざるを得ない。

④企業債残高対給水収益比率
簡易水道の上水道への統合が進んだ結果、企業債残高自体は減少しているが、山間部の簡易水道のみが残ったことによる給水収益の減により比率は上昇した。

⑤料金回収率
山間部の簡易水道のみが残り、回収率の向上は厳しい状況となっている。

⑥給水原価
類似団体平均値を下回る状況が続いている。

⑦施設利用率
簡易水道区域の人口の減少から施設利用率は50%程度に留まっている。今後は施設の統廃合・ダウンサイジングの検討を行う必要がある。

⑧有収率
有収率はほぼ横ばいで推移している。地元簡易水道組合との連携を取ることで漏水に迅速に対応できる体制を整えている。

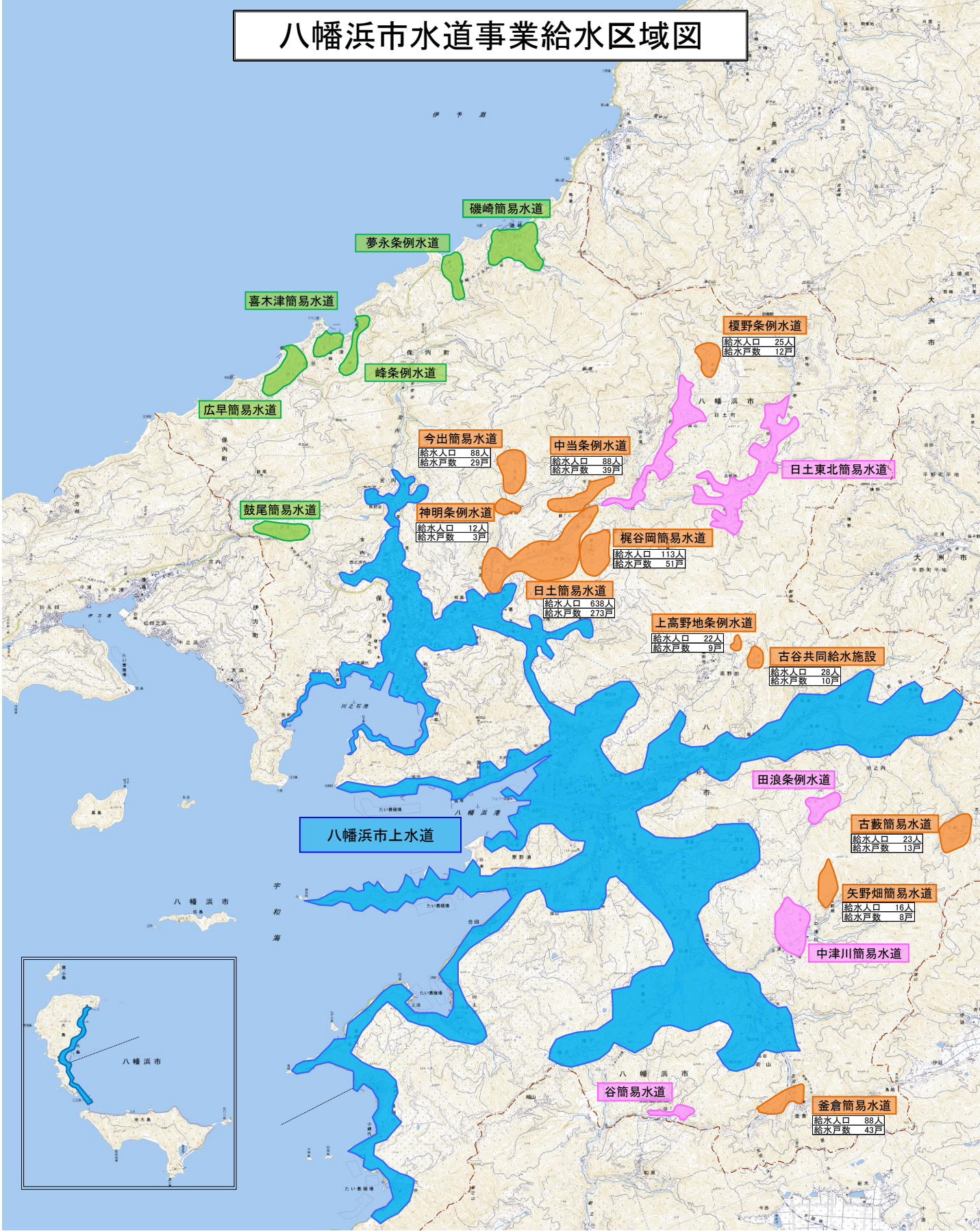
2. 老朽化の状況について

経年劣化による簡易水道施設や配水管等の老朽化により、修繕箇所は増加の傾向にある。地元簡易水道組合が維持管理できるよう、必要な補助並び指導を行っていく。

全体総括

平成28年度末をもって第1期簡易水道統合整備事業が完了し、10地区を上水道へ統合した。未統合の11地区は主に山間部で過疎・高齢化が進む地区となっており、地元での施設等維持管理の負担が大きく、統合への要望も高くなっており、簡易水道等統合整備基本計画に基づき、地区の合意を受けた一部地区を上水道へ統合するための認可設計等の手続きを令和3年度より開始する予定である。

八幡浜市水道事業給水区域図



 上水道区域
 平成28年度統合区域
 平成29年度統合区域
 未統合区域